法 令	名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条	項	第8条
処分の概	要	風俗営業の許可の取消し
原権者(委任先	;)	鳥取県公安委員会
法令の定	め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条(許可)、 第4条(許可の基準)、第7条(承認)、第7条の2(承認)、第7 条の3(承認)
処 分 基	準	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条各号に 掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに 是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとして いる場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許 可(承認)を取り消すこととする。 ・ 第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明 後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているよ うなとき。 ・ 第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判 明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ	先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備	考	
	_	